

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	地方税賦課徴収事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

島原市は、賦課徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

島原市長

公表日

令和3年8月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税賦課徴収事務
②事務の概要	【概要】 ・地方税その他の地方税に関する法律及び市税条例に基づき、納税者からの申告又は調査等により課税し徴収する。また、納付額が課税額より多い場合は超過額を還付、納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は督促を行った後、滞納整理を行う。 ・納税者等からの申請に基づき、税情報から課税証明書・所得証明書等を発行する。 【特定個人情報ファイルを取り扱う業務】 1. 納税者からの申告情報・届出及び調査等による課税管理業務（個人住民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税） 2. 収納及び課税の情報による収納、還付、充当等を行う収納管理業務 3. 滞納者情報による督促状等送付や滞納整理を行う滞納管理業務 【具体的な事務処理】 ①住民税課税情報の照会 ②住民・給与支払者等からの申告等情報及び各種申請・届出書の受理 ③個人住民税の賦課決定・更正等 ④住民・給与支払者への税額通知の発送 ⑤賦課情報に基づく所得・課税証明書等の発行 ⑥軽自動車税課税情報の管理・異動・照会 ⑦軽自動車税の賦課決定・更正等 ⑧標識交付証明書等の発行 ⑨所有資産の照会 ⑩償却資産申告データの入力並びに納税通知書、課税明細書の出力 ⑪国民健康保険税の賦課・更正等 ⑫他自治体等からの調査回答及び他自治体等への税務調査実施 ⑬市税の収納、還付、充当等の事務処理 ⑭未納者への督促及び実態調査、滞納処分の執行等 ⑮収納情報に基づく納税証明書等の発行
③システムの名称	個人住民税システム、軽自動車税システム、固定資産税システム、国民健康保険税システム、収納管理システム、滞納管理システム、統合宛名システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

個人住民税情報ファイル、固定資産税情報ファイル、軽自動車税情報ファイル、国民健康保険税情報ファイル、収納管理情報ファイル、滞納管理情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一項番16 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項)

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	総務部 税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市長公室 政策企画課 〒855-8555 長崎県島原市上の町537番地 TEL0957-63-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部 税務課 〒855-8555 長崎県島原市上の町537番地 TEL0957-63-1111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年9月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	個人住民税システム、軽自動車税システム、固定資産税システム、国民健康保険税システム、収納管理システム、滞納管理システム	個人住民税システム、軽自動車税システム、固定資産税システム、国民健康保険税システム、収納管理システム、滞納管理システム、統合宛名システム、中間サーバー	事後	
平成27年9月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 松本 久利	税務課長 宮崎 敏郎	事後	人事異動による変更
令和1年6月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 宮崎 敏郎	税務課長	事後	様式変更に伴うもの
令和1年6月27日	I 関連情報 7. 請求先	市長公室 政策企画課	市長公室 政策企画課 〒855-8555 長崎県島原市上の町537番地 TEL0957-63-1111	事後	
令和1年6月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 時点 2. 取扱者数 時点	平成27年1月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策		(新設)	事後	様式変更に伴うもの
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 時点 2. 取扱者数 時点	平成31年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	再実施による変更
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項)	番号法第19条第8号 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項)	事前	番号法改正に係る記載内容の修正